

商品売買契約書

商品名: 光美容機器 Skin Control Light

売主: 合同会社一真(以下「甲」という。)と購入サロン様(以下「乙」という。)とは、本日、次のとおり売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

なお、導入サロン様、購入サロン様は本契約の内容を確認の上、**フォームでの返信**をもって契約に合意したものとする。

第1条(売買物件)

- 甲は乙に対し、その所有に係る次の動産(以下「本商品」という。)を売り渡す。
 - 本体
 - 品名: 光美容機器 Skin Control Light 初回導入一式
 - 数量: 1式
 - 消耗品
 - 品名: 脱毛ハンドピース、フェイシャルハンドピース、フィルター(6種類)
 - 数量: 1式
 - 化粧品
 - 品名: LAESSE導入ABセット
 - 数量: 1式
 - 導入研修
 - 品名: 学科研修／実技研修
 - 数量: 1式

第2条(売買代金)

- 乙は、甲に対し、**甲が発行する請求書に記載された売買代金**を、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。
- 振込手数料は乙の負担とし、振込先は請求書を参照するものとする。

第3条(引渡し)

甲は乙に対し、乙からの売買代金の支払いを甲が確認後、45日以内に、本商品を乙の指定する場所に引き渡す。

第4条(所有権の移転時期)

乙の甲に対する売買代金の支払いが完了した時に、本商品の所有権は甲から乙に移転する。

第5条(責任、保証)

1. 甲は、本商品が乙への引渡し後に故障した場合、無償で修理を行う。ただし、修理の際に貸し出す代替機のショット料金は乙の負担とする。
2. 次の場合は、本条第1項の無償修理対象外とし、下記に必要な費用(送料、出張費、交通費、修理代金、代替機使用ショット料金(1ショット/0.36円)+レンタル代(1日当たり5,000円)等)は乙の負担とする。
 - 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障又は損傷
 - 衝撃などによる故障又は損傷
 - 火災、地震、水害、落雷、その他天変地変、公害や電源の異常電圧、規定外の使用電源などによる故障又は損傷
 - 本商品の消耗による故障又は損傷
 - 本商品以外の原因による故障又は損傷
3. 本条第1項の修理期間(保証期間)は、**本商品の乙への引渡し後1年間**(以下「本件保証期間」という。)とする。消耗品類については、その限りではない。
4. 乙は、乙への引渡し後に本商品の故障が発生した場合、甲に対し、**メール**にて故障が発生した事実および故障内容を連絡するものとし、故障状況が分かる写真や動画等を添付して報告する。
5. 甲は、本条第1項の修理が長期間にわたると判断した場合、**代替機の貸し出し**を検討する。貸し出しを行う場合、代替機の在庫状況にもよるが、原則として**3営業日(ただし、土日祝日および年末年始を除く)以内に**郵送し、乙は甲の指定する方法に従って代替機を利用する。
6. 本件保証期間経過後の修理については、修理費用や修理のために要する交通費等の実費費用を乙が負担する。同様に、本件保証期間経過後に代替機を貸し出す場合、乙は****送料及びレンタル費用(代替機の使用ショット料金(1ショット/0.36円)+1日当たり5,000円)****を負担する。
7. 本商品の引渡し後に故障が発生し、これに起因して乙に営業損害が発生した場合でも、甲はその損害を賠償する責任を負わない。

第6条(遅延損害金)

甲は、乙が売買代金の支払いを怠った場合、乙に対し、支払い期日の翌日から完済に至るまで、**年14.6%**の割合による遅延損害金を請求することができる。

第7条(損害賠償)

甲は、乙が本契約に違反したことにより損害を被った場合、その一切の損害(弁護士費用を含む)を請求することができる。

第8条(反社会的勢力の排除)

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら(法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 甲又は乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
 - 前項の規定により本契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
 - 第2項の規定により本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
-

第9条(解除)

- 甲及び乙は、相手方が本契約で定める義務を履行しないとき、何らの催告及び自己の債務履行の提供を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - 前項により解除した当事者は、相手方の不履行により損害が生じた場合、相手方に対し、その損害(弁護士費用を含む)の賠償を請求することができる。
-

第10条(誠実協議)

本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈について両当事者間で意見の相違が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、誠実に協議して解決するものとする。

第11条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

追加条項(消耗品保証)

- 保証内容の概要
 - 本体: 本商品の乙への引渡し後、1年間が保証期間(第5条第3項参照)。
 - ハンドピース: 保証対象は50万ショットまでの使用保証。
 - ハンドピース(ハンドプローブ)の保証に関する注意点
 - ハンドピースは理論上100万ショットまで施術可能だが、無償修理等の保証対象は50万ショットまでとする。
 - 光源ランプおよびクリスタルを交換しても、ハンドピースとしての保証上限(50万ショット)はリセットされない。
 - 50万ショットを超えた場合は、有償対応となる。
 - 保証期間内でも有償となるケース
 - 「第5条 第2項」に定める、使用上の誤りや衝撃、天災などによる故障・損傷が原因の場合。
 - その他、乙の管理・使用方法による故障と甲が判断した場合。
-

以上の内容を精読し、フォームでの返信をもって本契約に合意したものとします。

フォーム項目(返信時にご記入ください)

- サロン名または会社名:
- 担当者名:

- 機械使用住所:
- 連絡先:

同意しますか